各介護サービス事業所 管理者 様 各高齢者介護施設 施設長 様

福岡市保健福祉局高齢社会部事業者指導課長

支援が必要と思われる「ヤングケアラー」に関する対応について(依頼)

日頃より、本市の介護保険事業の推進にご協力いただきありがとうございます。

標題の件につきまして、「ヤングケアラー」と呼ばれる子どもたちは、年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負うことで、本人の育ちや教育に影響があるといった課題があるため、関係機関等が連携し、早期発見・支援につなげる取組が求められています。

貴職におかれましては、支援が必要と思われるヤングケアラーを把握された場合は、各区保健福祉センター子育て支援課(要保護児童支援地域協議会の調整機関)へ情報提供いただきますようお願いします。

○支援が必要と思われるヤングケアラーを把握した場合の情報提供先

各区保健福祉センター子育て支援課(要保護児童支援地域協議会の調整機関)

東区 TEL: 092-645-1082 FAX: 092-631-1511 博多区 TEL: 092-419-1086 FAX: 092-441-1455 中央区 TEL: 092-718-1106 FAX: 092-771-4955 南区 TEL: 092-559-5195 FAX: 092-559-5149 城南区 TEL: 092-833-4108 FAX: 092-822-2133 早良区 TEL: 092-833-4398 FAX: 092-831-5723 西区 TEL: 092-895-7098 FAX: 092-881-5874

○参考資料(市ホームページに掲載)

「福岡市要保護児童支援地域協議会におけるヤングケアラーへの支援について (令和3年6月福岡市こども未来局こども家庭課) |

【お問い合わせ先】

- ○「福岡市要保護児童支援地域協議会におけるヤングケアラーへの支援について (令和3年6月福岡市こども未来局こども家庭課)」に関すること 福岡市こども未来局こども部こども家庭課 TEL:092-711-4238
- ○本事務連絡について

福岡市 保健福祉局 高齢社会部 事業者指導課 TEL: 092-711-4257